①　単一建物診療患者が１人の場合　1,965点
②　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合　1,065点
③　単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合　765点
④　単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合　670点
⑤　①から④まで以外の場合　575点

⑸　月１回訪問診療等を行っている場合であって、２月に１回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合
①　単一建物診療患者が１人の場合　1,110点
②　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合　618点
③　単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合　425点
④　単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合　373点
⑤　①から④まで以外の場合　317点

ロ　病床を有しない場合

⑴　別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月２回以上訪問診療を行っている場合
①　単一建物診療患者が１人の場合　3,585点
②　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合　2,955点
③　単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合　2,625点
④　単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合　2,205点
⑤　①から④まで以外の場合　1,935点

⑵　月２回以上訪問診療を行っている場合（⑴の場合を除く。）
①　単一建物診療患者が１人の場合　2,885点
②　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合　1,535点
③　単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合　1,085点
④　単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合　970点
⑤　①から④まで以外の場合　825点

⑶　月２回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち１回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合（⑴及び⑵の場合を除く。）
①　単一建物診療患者が１人の場合　2,054点
②　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合　1,160点
③　単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合　805点
④　単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合　720点
⑤　①から④まで以外の場合　611点

⑷　月１回訪問診療を行っている場合
①　単一建物診療患者が１人の場合　1,785点
②　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合　975点
③　単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合　705点
④　単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合　615点
⑤　①から④まで以外の場合　525点

⑸　月１回訪問診療等を行っている場合であって、２月に１回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合
①　単一建物診療患者が１人の場合　1,020点
②　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合　573点
③　単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合　395点
④　単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合　344点
⑤　①から④まで以外の場合　292点

２　在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（１に規定するものを除く。）の場合

イ　別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月２回以上訪問診療を行っている場合

⑴　単一建物診療患者が１人の場合　3,285点
⑵　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合　2,685点
⑶　単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合　2,385点
⑷　単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合　2,010点
⑸　⑴から⑷まで以外の場合　1,765点

ロ　月２回以上訪問診療を行っている場合（イの場合を除く。）

⑴　単一建物診療患者が１人の場合　2,585点
⑵　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合　1,385点
⑶　単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合　985点
⑷　単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合　875点
⑸　⑴から⑷まで以外の場合　745点

ハ　月２回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち１回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合（イ及びロの場合を除く。）

⑴　単一建物診療患者が１人の場合　1,894点
⑵　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合　1,090点
⑶　単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合　765点
⑷　単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合　679点
⑸　⑴から⑷まで以外の場合　578点

ニ　月１回訪問診療を行っている場合

⑴　単一建物診療患者が１人の場合　1,625点
⑵　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合　905点
⑶　単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合　665点
⑷　単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合　570点
⑸　⑴から⑷まで以外の場合　490点

ホ　月１回訪問診療等を行っている場合であって、２月に１回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合

⑴　単一建物診療患者が１人の場合　940点
⑵　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合　538点
⑶　単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合　375点
⑷　単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合　321点
⑸　⑴から⑷まで以外の場合　275点

３　１及び２に掲げるもの以外の場合

イ　別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月２回以上訪問診療を行っている場合

⑴　単一建物診療患者が１人の場合　2,435点
⑵　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合　2,010点
⑶　単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合　1,785点
⑷　単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合　1,500点
⑸　⑴から⑷まで以外の場合　1,315点

ロ　月２回以上訪問診療を行っている場合（イの場合を除く。）

⑴　単一建物診療患者が１人の場合　1,935点
⑵　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合　1,010点
⑶　単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合　735点
⑷　単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合　655点
⑸　⑴から⑷まで以外の場合　555点

ハ　月２回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち１回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合（イ及びロの場合を除く。）

⑴　単一建物診療患者が１人の場合　1,534点
⑵　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合　895点
⑶　単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合　645点
⑷　単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合　573点
⑸　⑴から⑷まで以外の場合　487点